

# 報道資料

令和2年10月23日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 橋本、田中  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第239号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第367号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和2年10月22日
- ◎ 実施機関：教育委員会 教職員課
- ◎ 対象行政文書：〇〇学校長から被災者兼開示請求者が受けたパワハラ等不当違法行為に関する調査結果等奈良県及び奈良県教育委員会が保有する全文書（〇〇教育委員会から得た関連文書を含む）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：不開示決定
  - 不開示理由：条例第10号に該当  
本件開示請求は、特定の個人の名を挙げてしたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することとなるため

#### ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

#### ◎ 判断理由：

##### 1 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、校長がパワーハラスメントを行ったとする訴えがあった場合に行われる、当該行為の有無等に係る調査等に関する行政文書を対象とするものであるが、この種の行政文書は、実施機関が当該調査の過程で作成又は取得するという性質を持つ文書である。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、校長が審査請求人に対しパワーハラスメントを行ったとして調査が行われたか否か（以下「本件校長に係る存否情報」という。）及び審査請求人が校長からパワーハラスメントの被害を受けたとして調査が行われたか否か（以下「本件審査請求人に係る存否情報」といい、「本件校長に係る存否情報」と「本件審査請求人に係る存否情報」を総称して「本件対象情報」という。）を示すことになると認められる。

##### 2 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張している。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件校長に係る存否情報は、校長が審査請求人に対してパワーハラスメントを行ったとして調査が行われたか否かという特定の個人に関する情報であることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。次に、同号ただし書について検討する。

本件校長に係る存否情報については、公にする法令等の規定はないと認められる。また、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件校長に係る存否情報と同種の情報について公にしたことはないと説明していることから、実施機関において、本件校長に係る存否情報を公にする慣行はなく、公に

することが予定されている情報でもない認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イについては、公にすることにより害されるおそれがある個人情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するための公益が優越すると認められる個人情報については開示すべき旨規定していると解されているが、本件校長に係る存否情報を明らかにする公益があるとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

さらに、同号ただし書ウについて、パワーハラスメントは、職務遂行の過程において発生する行為であるが、本件校長に係る存否情報が明らかになった場合、校長がパワーハラスメントを行ったとする訴えがあったか否かが分かることから、校長の公務員としての立場を離れた個人としての名誉や信用に関わる情報が明らかとなり、それにより校長の私生活等に影響を及ぼすおそれがあると認められるため、本件存否情報は、校長の私事に関する情報であると考えらるべきであり、校長の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

したがって、本件校長に係る存否情報は同号ただし書ウに該当しない。

これらのことから、本件校長に係る存否情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件校長に係る存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、本件審査請求人に係る存否情報の条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、本件対象情報は条例第10条に該当する。

### 3 条例第9条該当性について

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1項の情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるとき」は、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

審査請求人は条例第9条に基づき本件対象情報を開示すべきである旨主張しているのに対し、実施機関は、本件対象情報を裁量的に開示しなければならないほどの公益上の必要性は認められない旨説明している。

この点、審査請求人は自らの権利保護を主張しているに過ぎず、本件対象情報の存否を明らかにすることについて、条例第7条第2号により保護する利益を上回る公益上の必要性があるとは認められなかった。

これらのことから、実施機関が条例第9条を適用して本件対象情報の存否を明らかにしなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	令和 2年 2月 20日		
② 決定	令和 2年 2月 28日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	令和 2年 2月 29日		
④ 諮問	令和 2年 3月 31日		
⑤ 経過	令和 2年 5月 29日	第241回審査会	審議
	令和 2年 6月 24日	第242回審査会	審議
	令和 2年 7月 29日	第243回審査会	審議
	令和 2年 8月 26日	第244回審査会	審議
	令和 2年 10月 9日	第245回審査会	審議